

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会
報告書（案）

平成 28 年 月 日

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会

目次

はじめに	1
I 特別支援教育に関する最近の動向	2
1 国の動向	
2 県の動向	
II 本県および小豆地域の特別支援教育の概況	3
1 特別支援学校の設置状況	3
(1) 学校の配置状況	
(2) 特別支援学校および高松養護学校小豆分室の教育相談体制	
2 障害のある児童生徒の状況	3
(1) 児童生徒数の推移	
(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況	
3 教員の特別支援教育に関する専門性	4
(1) 特別支援学校教諭免許状の保有状況	
(2) 特別支援教育に関する研修等の状況	
III 小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果	6
1 調査の方法	6
2 調査結果	6
IV 小豆地域における特別支援教育の現状と課題	8
V 小豆地域の特別支援教育のあり方	9
1 検討にあたっての観点と検討項目	9
2 今後の方向性	9
(1) 障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり	
(2) 各々の学びの場の関連性	
(3) 教育相談の体制づくり	
(4) 教員の専門性	
おわりに	11
参考資料	12

はじめに

近年、全国的に特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している幼児児童生徒は年々増加し、障害の多様化も進んでおり、さらには、通級による指導を受けている児童生徒も増え続けており、本県でも同じような傾向にある。

小豆地域においても、国や香川県全体と同様な傾向で、島内の少子化は進んでいるが、小・中学校の特別支援学級の児童生徒は増加し、障害の多様化も進んでいる。また、通級による指導を受けている児童も増加している。

現在、小豆地域における特別支援教育は、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室における指導が行われているとともに、平成20年4月に設置した肢体不自由を対象にした高松養護学校の小豆分室が、障害のため通学して教育を受けることが難しい児童生徒に対して家庭に出向いて行っている訪問教育と、特別支援教育の地域におけるセンター的機能の役割として、教育相談を担っている。

障害の程度が特別支援学校の就学基準に相当する児童生徒は、島内に特別支援学校がないため、島から長時間かけて通学したり、親元から離れ、それぞれの学校の寄宿舎に入ったりして、児童生徒、保護者共ども、精神的、経済的に大きな負担となっている。

また、高松養護学校の小豆分室は、センター的機能の役割を果たすため、知的障害等も対象にして、小・中学校等や保護者からの教育相談を行っているが、相談件数の増加や相談内容の多様化により、教育相談への対応が課題となっている。

こうした課題への対応策を幅広く検討するにあたり、学識経験者や教育関係者等から、小豆地域の特別支援教育のあり方について専門的な視点からの意見を聴くための検討委員会が設置されたものである。

検討に当たっては、特別支援教育に関する最近の国の動向や、小豆地域において障害のある児童生徒の状況や保護者の特別支援教育に関する意見に留意しながら、障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり、各々の学びの場の関連性、教育相談の体制づくり、教員の専門性などについて議論が行われ、委員それぞれの立場から、様々な意見が出された。

ここに検討結果を次のとおり取りまとめ、報告するものである。

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会

会 長 坂 井 聡

I. 特別支援教育に関する最近の動向

1. 国の動向

「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、障害者基本法の改正などの国内法が整備され、平成 26 年 1 月 20 日に条約が批准された。

①インクルーシブ教育制度の構築（資料 1）

- 「障害者の権利に関する条約」の教育分野に関しては、障害のある児童生徒も可能な限り障害のない児童生徒と一緒に学ぶインクルーシブな教育制度の構築が提起された。
- 平成 24 年 7 月、文部科学省では、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であるとされた。
- インクルーシブ教育システムにおいては、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要で、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると記されている。

②合理的配慮の提供（資料 1）

平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定（施行は平成 28 年 4 月）され、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供が定められた。

③就学先決定の仕組みの改正（資料 2）

平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行され、特別支援学校の就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとされた。

2. 県の動向

①「香川県教育基本計画」の策定

平成 28 年 3 月、香川県教育委員会は、新しい「香川県教育基本計画」を策定し、すべての学校での特別支援教育の推進に取り組んでいる。

②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の策定

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえて、平成 28 年 3 月、香川県教育委員会における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定した。

II. 本県および小豆地域の特別支援教育の概況

1. 特別支援学校の配置状況

(1) 学校の配置状況 (資料3)

本県の特別支援学校は9校設置されており、県立8校と国立大学法人の香川大学教育学部附属特別支援学校が1校である。障害種別については、以下のとおりである。

肢体不自由を対象とする高松養護学校には、小豆島に訪問教育と教育相談機能をもたせた小豆分室が設置されている。

番号	障害種別	学校名
1	視覚障害	盲学校
2	聴覚障害	聾学校
3	肢体不自由	高松養護学校
		高松養護学校小豆分室
4	病弱	善通寺養護学校
5	知的障害	香川東部養護学校
6		香川中部養護学校
7		香川丸亀養護学校
8		香川西部養護学校
9		香川大学教育学部附属特別支援学校

(2) 特別支援学校および高松養護学校小豆分室の教育相談体制 (資料4、5)

- 各特別支援学校には、地域のセンター的機能の役割として、相談センターを設置している。教育相談や連携訪問等により、近隣の小・中学校等や保護者に対して、専門性を活かした支援を積極的に行っている。平成27年度の連携訪問での相談件数は、特別支援学校8校で、186件であった。このうち、小豆地域の連携訪問は9件であった。
- また、特別支援学校や小・中学校の教員等が、発達障害の相談への支援として行っている小・中学校等への巡回相談の件数は、平成27年度は県全体（高松市を除く）で118件である。このうち、小豆地域は11件で、近年、件数が多くなっている。
- 高松養護学校の小豆分室では、知的障害等も対象にして、島内の小・中学校の教員等や保護者からの教育相談を行っている。平成27年度の相談件数は80件であった。

2. 障害のある児童生徒の状況

(1) 児童生徒数の推移 (資料6)

① 香川県全体の推移

- 本県の障害のある児童生徒数は、特別支援学校、特別支援学級ともに増加しており、平成28年度は、特別支援学校で1,191人、特別支援学級で1,684人となっている。これは、10年前の平成18年と比べると、特別支援学校で1.2倍、特別支援学級で1.9倍である。
- 通級指導教室は、平成28年度は309人であり、学習障害等が通級による指導の対象となった平成19年と比較すると8倍になっている。

- 障害種別で見ると、特別支援学校では知的障害が特に増えており、特別支援学級では自閉症・情緒障害と知的障害の学級が増えている。平成 28 年度は、特別支援学校の知的障害の幼児児童生徒は 873 人で、10 年前の平成 18 年の 1.3 倍、特別支援学級の自閉症・情緒障害は 749 人で、10 年前の 2.7 倍、知的障害は 752 人で、10 年前の 1.6 倍である。

②小豆地域の推移

- 小豆地域の障害のある児童生徒数は、特別支援学校は平成 26 年度より減少し続け、平成 28 年度は 17 人である。小・中学校の特別支援学級は、特に知的障害と自閉症・情緒障害の児童生徒数が増加しており、平成 28 年度は 78 人である。これは、平成 18 年と比べると 2.6 倍となっている。
- 通級指導教室は、平成 21 年度より増え続け、平成 28 年は 33 名で、通級指導教室を小豆島に開設した平成 21 年度と比較すると、4 倍になっている。
- また、小・中学校の特別支援学級には、障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する特別支援学校相当の者が在籍しており、小豆地域では、平成 28 年度は 17 人で、ここ数年は増加傾向にある。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況 (資料 7)

①香川県の状況

- 本県における平成 27 年度の特別支援学校高等部卒業生 153 人の進路状況は、就職 36 人、進学 9 人、施設入所・通所 106 人、その他 2 人である。多くは、施設や作業所への通所や入所が多い。
- 小学校と中学校の特別支援学級卒業者の進路状況は、小学校で、中学校の通常学級に進学した者 19 名、特別支援学級に進学した者 104 名、特別支援学校の中学部に進んだ者 43 名で、特別支援学級に進学した者が多かった。
- 中学校では、高等学校に進学が 92 名、特別支援学校高等部に 64 名、その他が 5 名であり、高等学校に進学する者が多いが、小学校と比べると、特別支援学校に進む者が増えてくる。

②小豆地域の状況

- 小豆地域出身者については、平成 23 年度から 27 年度の 5 年間の合計であるが、20 人中で 3 名が島内での就職で、施設入所・通所が 17 名である。17 名については、島内の施設に 10 名、島外の施設に 7 名が通所もしくは入所している。
- 小豆地域における平成 25 年から平成 27 年度の 3 年間の小学校と中学校の特別支援学級卒業者の進路状況は、小学校で、中学校の通常学級に進学した者 2 名、特別支援学級に進学した者 11 名、特別支援学校の中学部に進んだ者 4 名で、特別支援学級に進学した者が多かった。中学校では、高等学校に進学が 9 名、特別支援学校高等部に 2 名、その他が 1 名であり、高等学校に進学する者が多い。

3. 教職員の特別支援教育に関する専門性

(1) 特別支援学校免許状保有状況 (資料8)

- 本県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、平成 27 年度は 78.9% で、これは、全国平均の 74.3%を上回っている。平成 23 年度より、保有率は 76~79% で推移している。
- 一方、特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、全国平均は、平成 26 年度で、小学校 32.4%、中学校 26.4%である。本県においても、同様な傾向である。

(2) 特別支援教育に関する研修等の状況

- 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員に対しては、基本研修の初任者研修、教職 5 年、10 年、20 年の研修には必ず、特別支援教育の研修の時間を設けている。
- 職務研修である新任の校(園)長や教頭、教務主任の研修会では、特別支援教育に関する研修の時間を必ず設けている。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級や通級指導教室を担当している教員を対象としての研修も行っている。
- 特別支援教育の専門性を高めてもらうために、長期研修として、小学校や特別支援学校等の教員を、香川大学の教職大学院や教育学部特別支援教育教室「すばる」へ 1 年間、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所へ 2 か月間、派遣している。

III. 小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果

1. 調査の方法

①目的

小豆地域の特別支援教育のあり方を検討するにあたり、小豆地域の障害のある幼児児童生徒の保護者の特別支援教育に関する意識を把握するために調査を行った。

②方法

県教育委員会の担当者が保護者と個別に面談して聞き取りを行った。

③対象者

土庄町と小豆島町在住で障害のある幼児児童生徒を養育する保護者から抽出した 43 人とした。内訳は、以下のとおりである。

所属学校	人数
特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者	9人
特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者	26人
通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者	4人
就学前幼児の保護者	4人

④聞き取り内容

- ・ 現在、通っている学校・園での教育に関すること。
- ・ 今後、学校・園を卒業・卒園した後の就学、就労先に関すること。

⑤実施時期 平成28年5月～6月

2. 調査結果 (資料9)

①小・中学校で取り組んでほしいこと

主な意見は以下のとおりである。

- ・ 将来の自立に向けて生活に結びついたことを教えて欲しい。
- ・ 特別支援教育に関する専門性を高めるとともに蓄積して欲しい。
- ・ 小さい時から、小・中学校の子どもが障害のある子を身近に感じてほしい。

②島内に特別支援学校ができた場合の就学先の希望

結果は以下のとおりである。

意向	人数	障害の程度別内訳	
		特別支援学校相当の者	特別支援学校に該当しない者
島内の特別支援学校へ進学希望	12人	8人	4人
島内の特別支援学校は選択肢の一つ	10人	9人	1人
島内に特別支援学校が合ったほうが良い	4人	1人	3人
高松の特別支援学校を選択	6人	5人	1人
通常学校へ行く	2人	1人	1人
特別支援学校に該当しない者	9人	—	9人
合計	43人	24人	19人

③島内に特別支援学校ができた場合に望むこと

主な意見は以下のとおりである。高等学校段階の卒業後の進路については多くの保護者から意見がでた。

- ・通常の学校の子どもや地域の方とも交流が常にできるような所に設置してほしい。
- ・特別支援教育の専門性がある教員が多くいてほしい。
- ・いつでも相談できる場になってほしい。
- ・障害種に対応できる施設や設備を整備してほしい。
- ・高等学校段階の卒業後の進路について、島内の就労場所や事業所がどれだけあるのかが不安であり、少ないのであれば、島外に就職しなければならない。

IV 小豆地域における特別支援教育の現状と課題

○ 障害のある特別な支援が必要な児童生徒の増加

近年、全国的に、障害のある特別な支援が必要な児童生徒が増えており、小豆地域でも、知的障害、情緒・自閉症、病弱の特別支援学級や、発達障害などの通級指導教室の児童生徒が増えており、小・中学校等におけるこうした児童生徒への特別支援教育の充実とともに、特別支援学校のセンター的機能が求められている。

○ 教育相談の体制

小豆地域における特別支援教育は、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室における教育のほかに、平成 20 年 4 月に、肢体不自由対象の高松養護学校の小豆分室が設置された。

小豆分室は、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒のための訪問教育と、特別支援教育の地域におけるセンター的な機能として、知的障害等も対象にして小・中学校等や保護者からの教育相談を行っている。

障害のある児童生徒の増加に伴って、教育相談の件数の増加や、発達障害に関する相談などの相談内容の多様化により、現在の小豆分室の体制から、こうした教育相談への対応が課題となっている。

○ 小・中学校における特別支援教育の専門性

小・中学校の特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒が増加しており、特別支援学級には、障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する特別支援学校相当の者も在籍しており、保護者意識調査でも、教員の特別支援教育の専門性の向上が求められている。

○ 児童生徒や保護者の負担

小豆地域には小豆分室の訪問学級しかないために、障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する特別支援学校相当の者は、地元の小・中学校の特別支援学級に在籍したり、島から出て高松養護学校や香川中部養護学校などの特別支援学校に在籍している。

島外の特別支援学校に在籍している児童生徒は、島から長時間かけて通学するか、親元から離れ、それぞれの学校の寄宿舎に入ったりしており、児童生徒、保護者共ども、精神的、経済的に大きな負担となっている。

V 小豆地域の特別支援教育のあり方

1. 検討にあたっての観点と検討項目

小豆地域における特別支援教育の現状と課題から、障害のある児童生徒の状況や、保護者のニーズ等に留意しながら、次のような観点から検討した。

- ・教育的ニーズに応える指導を提供できる連続性のある多様な学びの場の観点
- ・小豆地域の特別支援教育体制（教員の専門性、教育相談体制）の観点
- ・保護者のニーズや負担軽減の観点

検討にあたっては、大きく次の4項目について検討した。なお、これらの検討項目は相互に関連していることから、関連付けて検討した。

①障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり

小豆地域の特別支援教育については、現状の教育体制では十分にニーズに応えられていないことから、特別な支援が必要な児童生徒の学びの場と体制についてどのような教育体制が必要であるかについて検討し、学びの場の体制として特別支援学校の必要性や、特別支援学校を作る場合には、対象障害種や設置学部等の構成としてどのような学校が望ましいのかについて検討した。

②各々の学びの場の関連性

障害のある子とない子の交流及び共同学習をどのように進めていくかについて、特別支援学校をつくる場合の小・中学校等との連携等について検討した。

③教育相談の体制づくり

増加している教育相談に対応するためには、現在の小豆分室の体制では十分でないことから、どのような教育相談の体制が必要であるかについて検討し、特別支援学校のセンター的機能の充実や小・中学校の教員の専門性の向上について検討した。

④教員の専門性

小・中学校の特別支援学級の教員の専門性の向上を図る必要があることから、島の資源の活用と地域での人材育成や特別支援学校と小・中学校との人事交流について検討した。

2. 今後の方向性

①障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり

- 障害のある児童生徒の学びの場として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意することが重要である。
- 小豆地域の小・中学校の特別支援学級には、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の児童生徒が在籍しており、教員の専門性や保護者の負担軽減の観点から、そうした児童生徒の学びの場の一つとして、小豆地域への特別支援学校の設置について検討を進める必要がある。

- 特別支援学校の形態については、小豆地域における障害のある児童生徒の状況を踏まえて、小豆島にふさわしい学校の形態を検討していく必要があります、対象障害種については、できるだけ全ての障害種に柔軟に対応できる観点から検討することが必要である。また、学習集団の確保の観点や費用面も踏まえて検討する必要がある。
- 設置する学部については、義務教育に該当する小・中学部の設置は必要である。中学部を卒業した軽い障害の子どもなどについては、卒業後の進路を考えると、島内の就労先の状況を踏まえながら、選択肢として、島内と島外での学びの場を検討していく必要があります、重度重複で、島から出ることが難しい子どもについては、高等部を含めて島内でふさわしい学びの場の設置を検討していくことが求められる。
- 就学前の幼児については、保護者意識調査からも同年齢の子どもたちと一緒に学びたい意向が多くあり、学習集団の面からも、地元の幼稚園、保育所、認定こども園で学ぶことが望ましい。

②各々の学びの場の関連性

- インクルーシブ教育システムの観点から、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習は大切であり、特別支援学校を設置する場合でも、小・中学校との交流及び共同学習を積極的に進める必要があることから、その設置場所については、小・中学校との日常的、継続的な交流及び共同学習を行いやすい場所を選定することが望ましい。
- また、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習については、地元町と連携していくことが必要である。

③教育相談の体制づくり

- 増加している小豆分室の教育相談に対応するため、現在の教育体制が充実されるまでの間、当面の対応として、本校の高松養護学校及びその他の特別支援学校のセンター的機能の活用や、小豆分室の相談機能の充実について早急に検討していく必要がある。
- 小豆分室のセンター的機能の役割として、町とも連携して、小・中学校の教員の専門性を高める観点で行う必要がある。

④教員の専門性

- 小・中学校における教員の特別支援教育に関する専門性の向上については、継続性の観点から、島内の資源を積極的に活用していくことが望ましく、専門の研修を受けた専門性の高い教員の有効な活用や、県立の特別支援学校と町立の小・中学校の教員の人事交流を専門性向上の観点から進めていく必要がある。
- 特に、発達障害の児童生徒への教員の専門性を高めていく取組みが求められており、県と町が協力して、計画的な研修を行うことなどにより、専門性を向上させる必要がある。

おわりに

本検討委員会は、小豆地域において障害のある特別な支援が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、島内の障害のある児童生徒の実態や保護者のニーズの把握など、島内の特別支援教育の状況を調査しながら、小豆地域の特別支援教育のあり方について、様々な観点から検討を行った。

小豆地域の特別支援教育については、保護者意識調査ではその専門性への期待が大きくあり、現在の教育体制では、保護者のニーズに十分に答えられていない現状があることから、小豆地域の特別支援教育の充実を図っていく上で、障害のある特別な支援が必要な児童生徒の多様な学びの場の整備について検討していく必要があり、児童生徒の状況を踏まえながら、検討の中で示された学びの場の一つである特別支援学校の設置に向けた取り組みを進めるのが望ましいと考える。

障害のある子どももいない子どもも小豆島で生まれて良かったと思える子どもたちを、地域でしっかりと育てていくことができるように、より良い特別支援教育を、県と町が一緒になって進めていくことが大事である。

資料

- 資料 1 特別支援教育に関する最近の動向
- 資料 2 障害のある児童生徒の就学先決定の仕組み
- 資料 3 本県の特別支援学校の配置状況等
- 資料 4 高松養護学校小豆分室の状況
- 資料 5 連携訪問と巡回相談件数の推移
- 資料 6 障害のある幼児児童生徒数の推移
- 資料 7 特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況
- 資料 8 特別支援学校教諭免許状の保有状況
- 資料 9 小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果
- 資料 10 小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会協議経過
- 資料 11 小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会設置要綱
- 資料 12 小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会委員名簿

特別支援教育に関する最近の動向

1. 障害者の権利に関する条約（平成18年12月 第61回国連総会採択）

日本は平成19年に署名し、平成26年1月に批准した（発効は2月19日）。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階における教育制度及び生涯学習を確保する。（後略）
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。（後略）

2. 障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年公布、一部を除き公布日施行）

教育部分についての改正は次のとおり。

【改正の概要】〔第16条(教育)〕

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- (4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

3. 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会）

報告書は、5つの観点から構成されている。

①共生社会の形成に向けて

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

②就学相談・就学先決定の在り方について

就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

③障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

④多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、また特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育む。

⑤特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は必須である。

4. 学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年9月1日施行）

学校教育法施行令第22条の3の表に規定する障害の程度の者について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていた規定を改め、個々の児童生徒について、市町教育委員会がその障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、平成26年度入学者から適用されるなど、就学先決定に関わる仕組みが改正された。

5. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年公布、一部を除き平成28年4月1日施行）

障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を地方公共団体は義務付けられている。

中央教育審議会初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

概要

（平成24年7月23日）

1 共生社会の形成に向けて

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。
- インクルーシブ教育システム構築にむけての今後の進め方については、短期と長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要。本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、市・町教育委員会が本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市・町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合は、市町教育委員会からの依頼に基づき、県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて指導・助言にあたることも考えられる。
- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要。
- 可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要。

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

- 「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。
- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 「合理的配慮」は新しい概念。早急に国として情報提供のためのデータベースの整備が必要。

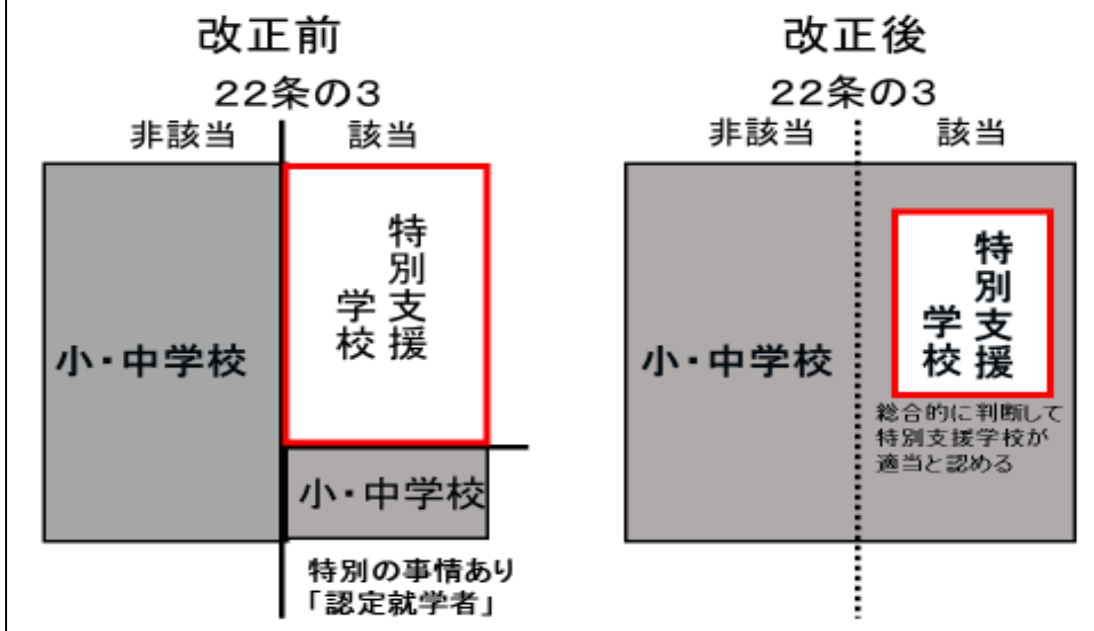
4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

- 多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要。
- 通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善をすすめるべきである。
- 通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要。
- 特別支援学校はセンター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上に取り組む必要がある。
- 特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、また特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育む。
- 交流及び共同学習は、双方の学校、双方の学級における教育課程に位置づけたり年間計画を作成したりするなど計画的・継続的な推進が必要。

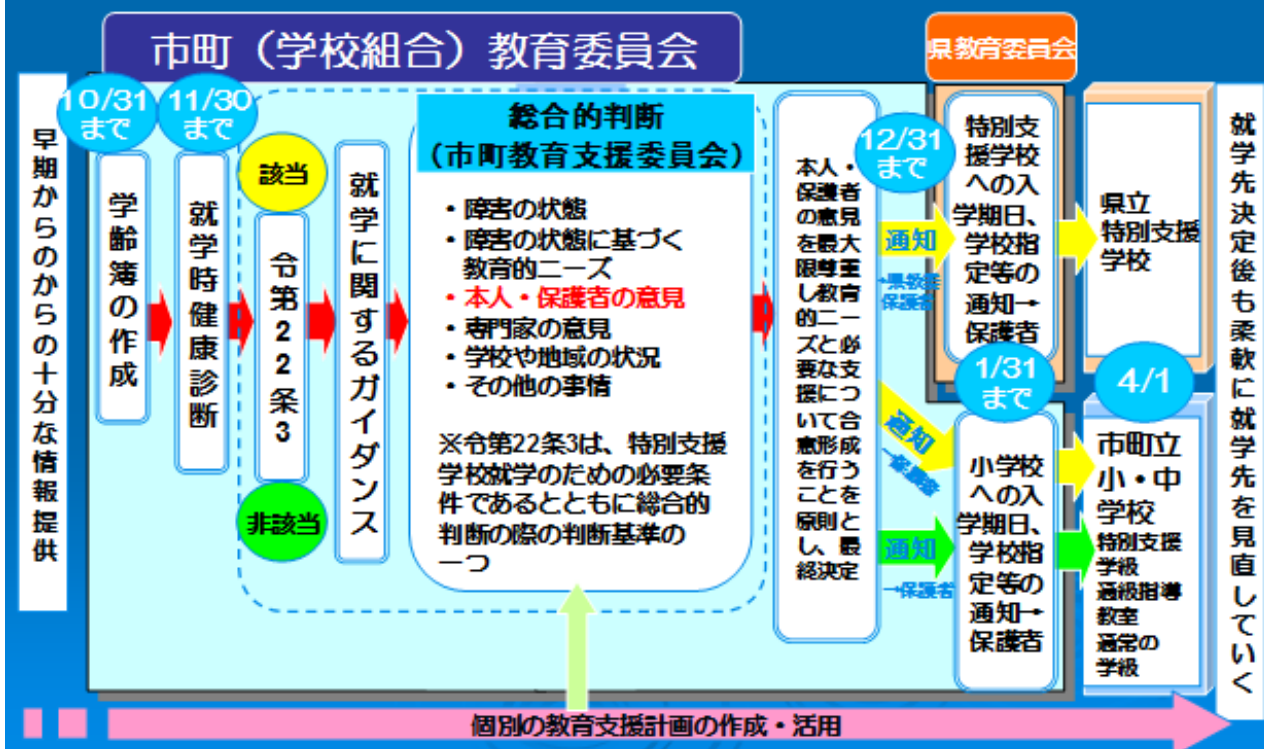
5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は必須。
- 学校全体の専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する教育委員会の指導主事等の役割も大きい。校長等の管理職、教育委員会の指導主事等を対象とした研修会を実施していくことが必要。
- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の担当教員の専門性を早急に担保するとともに、研修を通じた専門性の向上を図ることが必要。

就学先を決定する仕組みの改正（学校教育法施行令）



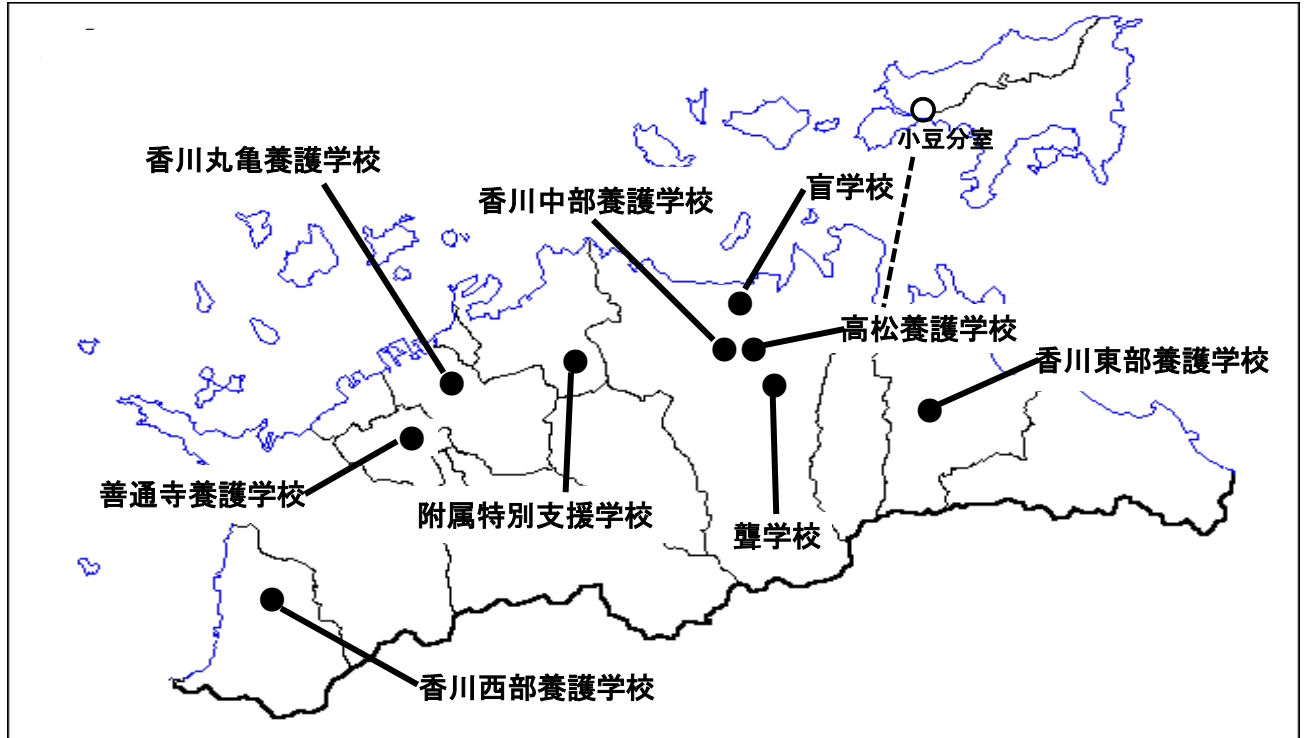
障害のある児童生徒の就学先決定について



【就学指導参考法令等】

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (14文科初第291号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度であるもの	
肢体不自由	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・ 身体虚弱	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・ 情緒障害		① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意 多動欠 陥性障 害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

本県の特別支援学校の配置状況等



障害種別	学校名	位置	開校	学部					寄宿舎
				幼	小	中	高	専攻科	
知的障害	香川東部養護学校	さぬき市長尾	昭52.4.1		○	○	普通科		
	香川中部養護学校	高松市田村町	昭36.11.16	○	○	○	普通科		○
	香川丸亀養護学校	丸亀市飯野町	昭60.4.1		○	○	普通科		
	香川西部養護学校	観音寺市出作町	昭54.4.1		○	○	普通科		
視覚障害	盲学校	高松市扇町	明40.9.30	○	○	○	普通科 保健医療科	理療科	○
聴覚障害	聾学校	高松市太田上町	明40.9.30	○	○	○	普通科 理容科	理容科	○
肢体不自由	高松養護学校	高松市田村町	昭36.11.16		○	○	普通科 工芸科		○
	小豆分室	土庄町	平20.4.1設置	(訪問学級)					
病弱	普通寺養護学校	普通寺市仙遊町	昭49.4.1		○	○	普通科		
(参考) 香川大学教育学部 附属特別支援学校(知的障害)		坂出市府中町	昭50.4.1		○	○	普通科		

(平成28年5月1日現在)

区分	幼稚部		小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
	学級数	幼児数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	幼児児童生徒数
香川東部養護学校	/	/	12	33	13	46	16	67	/	/	41	146
香川中部養護学校	2	10	22	63	30	116	33	171	/	/	87	360
香川丸亀養護学校	/	/	23	63	19	74	16	69	/	/	58	206
香川西部養護学校	/	/	12	27	7	20	14	53	/	/	33	100
盲学校	1	1	1	3	2	5	3	8	3	11	10	28
聾学校	3	9	9	14	4	9	5	8	0	0	21	40
高松養護学校	/	/	18	42	13	34	15	42	/	/	46	118
普通寺養護学校	/	/	18	37	14	42	16	53	/	/	48	132
計	6	20	115	282	102	346	118	471	3	11	344	1130
附属特別支援学校	/	/	3	17	3	17	3	27	/	/	9	61

高松養護学校小豆分室の状況

- ・設置時期 平成20年4月1日
- ・場 所 香川県小豆総合事務所内
- ・配置教員 高松養護学校教員 2名
- ・対象児童生徒(H28) 2名:高1男子、小5女子 (H27:2名、H26:3名)

・担当業務

①訪問教育

高松養護学校に在籍する訪問学級の児童生徒に対して週3回家庭への訪問教育を行っている。

※H25とH26年度は、訪問教育対象の児童生徒が一部集まって合同学習を実施

②教育相談(H27)

特別支援学校のセンター的機能として、知的障害等も対象にして小・中学校等や保護者からの教育相談を行っている。

相談形態	回数	内 訳	H26 回数
連携訪問	4	幼2回 小2回	4
巡回相談	3	保1回 幼2回	2
教育相談	13	小11回 中1回 施設1回	5
事例検討会	7	保1回 幼3回 小3回	5
インターネット回 線での相談	32	保・幼・こども園14回 小・中18回	37
研修会講師	15	県小学校教育研究会3回 県中学校教育研究会1回 町教委2回 小現教3回 保1回 施設2回 育成会2回 地域保健1回	19
連絡会参加	6	母子担当3回 通級担当1回 町特支担当1回 地連携1回	9
計	80		81

連携訪問と巡回相談件数の推移

【連携訪問】

年 度	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
校数 (校)	1 6 6	1 3 4	1 7 2	1 5 9	1 4 8
小豆地域	1 0	6	1 1	8	9
回数 (回)	1 9 6	1 5 5	2 1 3	2 0 0	1 8 6
小豆地域	1 0	6	1 1	9	9

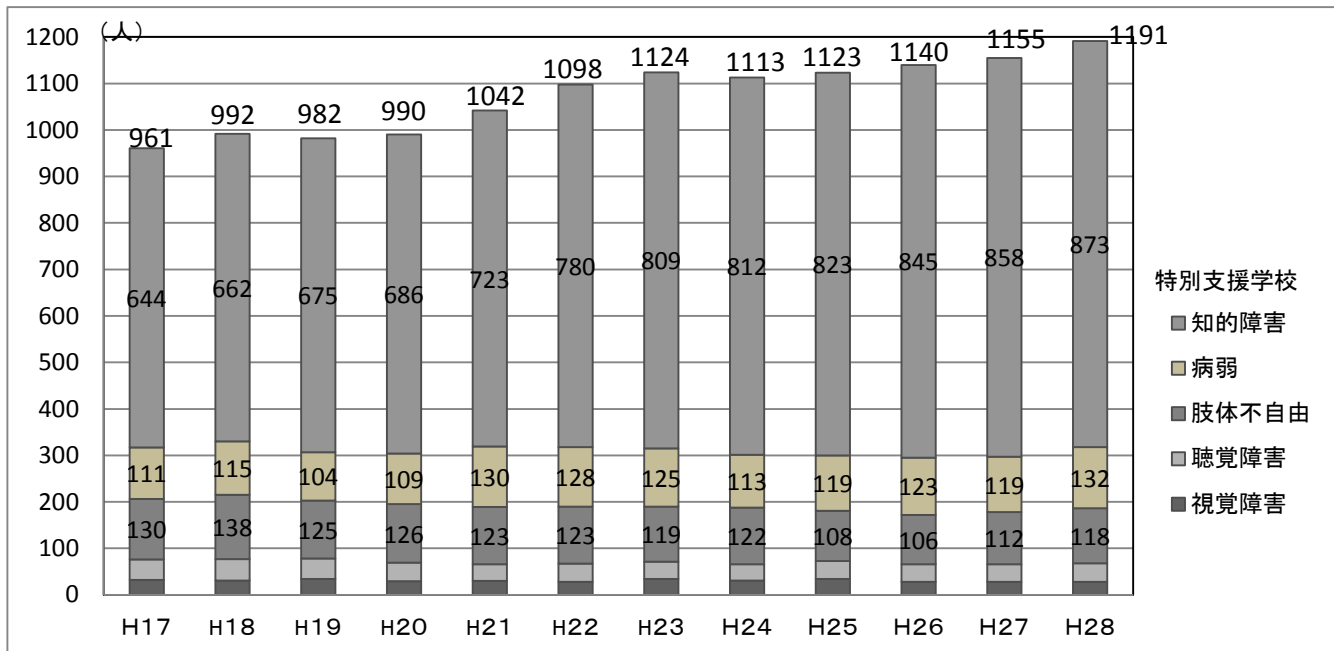
【巡回相談】

年 度	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
校数 (校)	2 0 2	1 3 7	1 3 4	1 2 0	1 1 2
小豆地域	8	8	1 3	1 4	1 1
回数 (回)	2 0 9	1 4 0	1 3 9	1 2 3	1 1 8
小豆地域	8	8	1 3	1 4	1 1

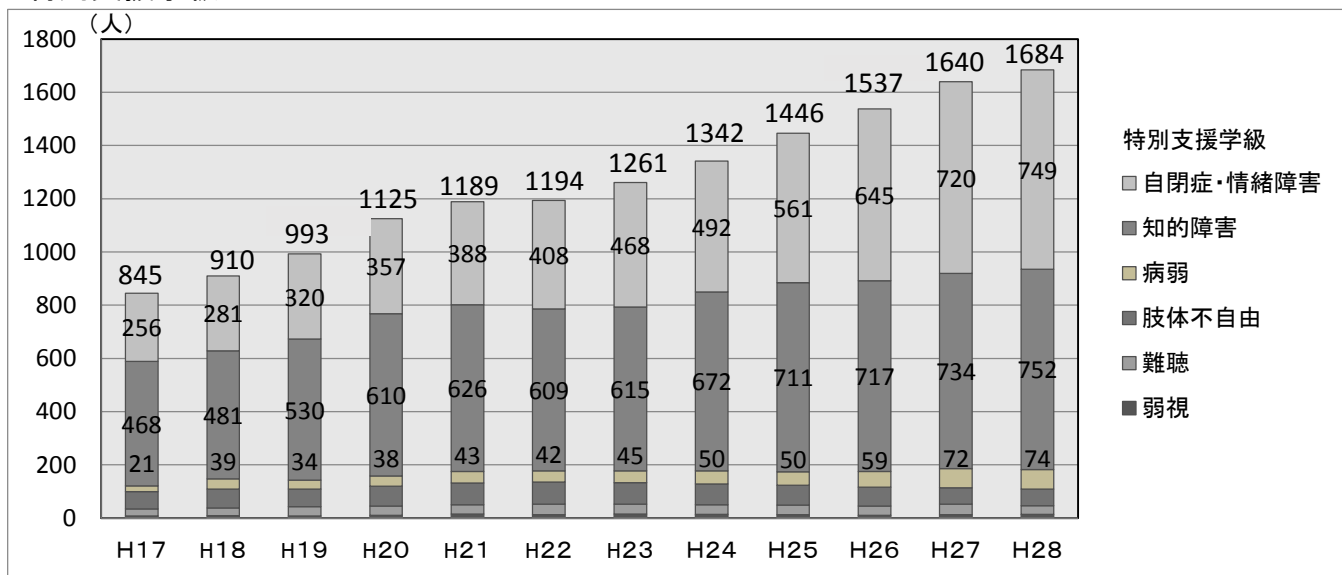
※平成 24 年度から高松市は除く。

障害のある幼児児童生徒数の推移(香川県)

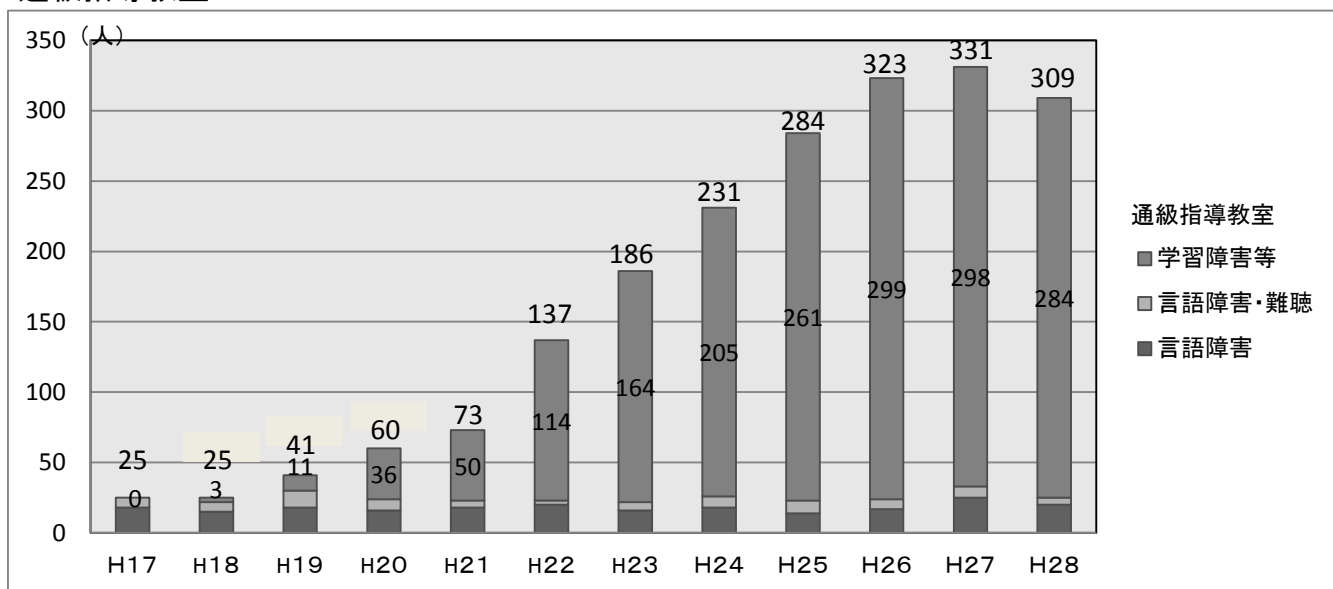
特別支援学校



特別支援学級

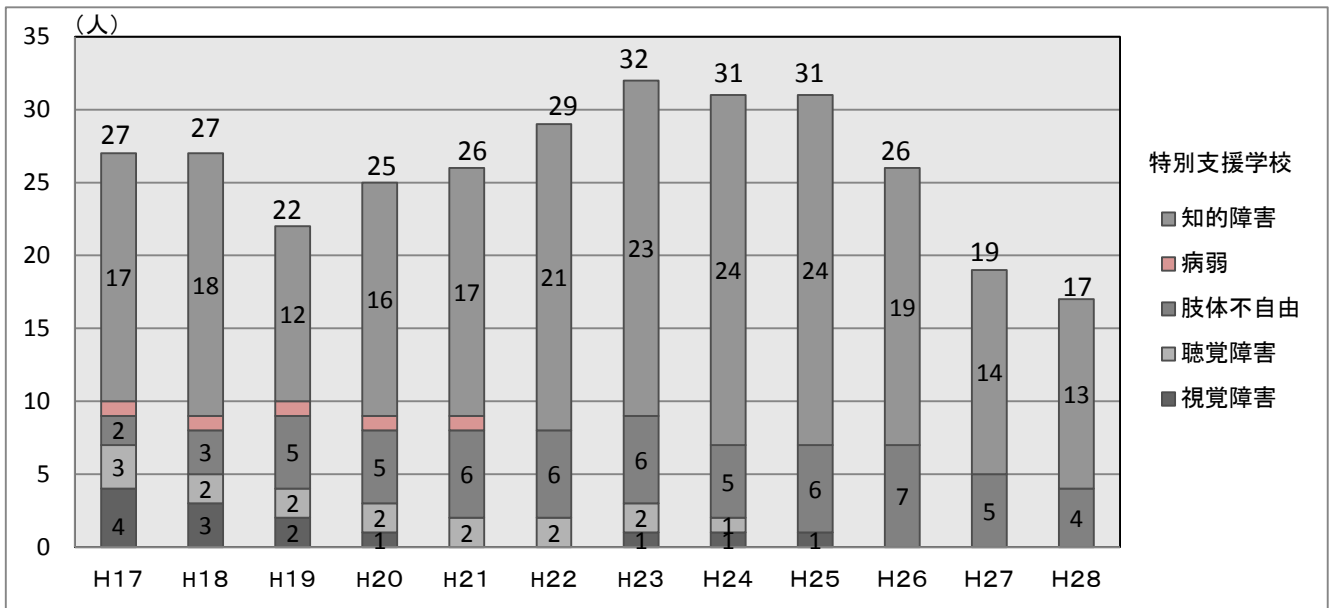


通級指導教室

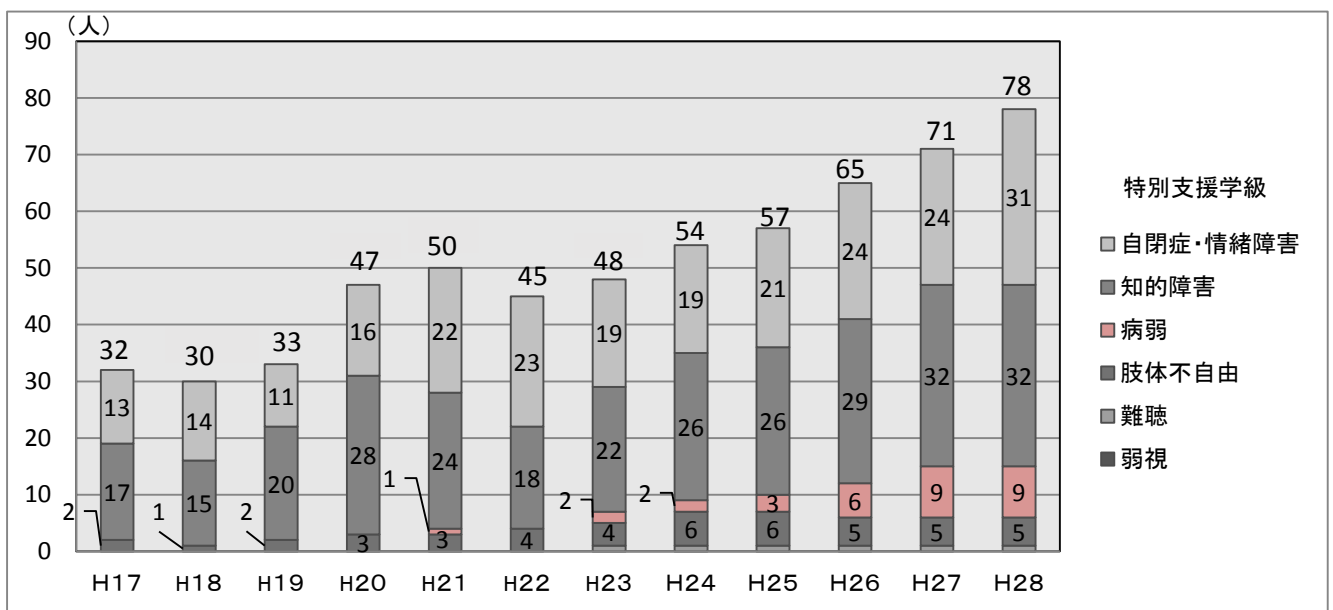


障害のある幼児児童生徒数の推移(小豆地域)

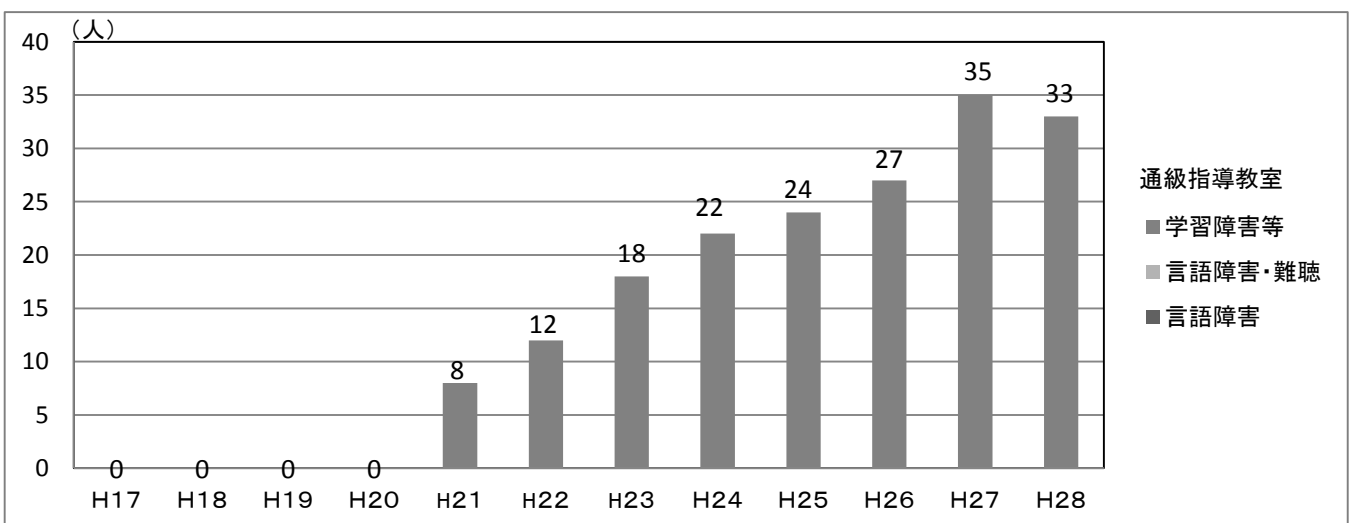
特別支援学校



特別支援学級



通級指導教室



○ 小豆地域の特別支援学級別の児童生徒数推移

各年度5月1日現在

学校名	障害別学級	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
小学校 (6校)	知的	11	14	12	15	22	24	18	19	22	20	18	20	20	
	(うち22条の3相当)				2	3	3	2	1	1	2	4	3	4	
	情緒	7	9	11	9	12	12	14	16	17	15	18	17	26	
	(うち22条の3相当)				4	4	3	3	3	3	1	0	1	2	
	肢体	2	2	2	1	2	3	4	4	6	6	5	5	4	
	(うち22条の3相当)				2	3	3	3	3	3	5	4	4	4	
	病弱	1	0	0	0	0	1	0	2	2	3	6	8	8	
	(うち22条の3相当)				0	0	1	0	2	2	1	5	7	7	うち22条 の3相当 (H28計)
	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
難聴	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1		
計	21	25	24	26	37	40	36	42	48	45	48	51	59	17	
中学校 (3校)	知的	3	3	3	5	6	4	5	3	4	6	11	12	12	
	(うち22条の3相当)				0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
	情緒	4	4	3	2	4	6	4	3	2	5	6	7	5	
	(うち22条の3相当)				1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	肢体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	(うち22条の3相当)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	(うち22条の3相当)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
難聴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	7	7	6	7	10	10	9	6	6	12	17	20	19	0	
合計 (9校)	知的	14	17	15	20	28	28	23	22	26	26	29	32	32	4
	情緒	11	13	14	11	16	18	18	19	19	20	24	24	31	2
	肢体	2	2	1	2	3	3	4	4	6	7	5	5	5	4
	病弱	1	0	0	0	0	1	0	2	2	3	6	9	9	7
	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
	計	28	32	30	33	47	50	45	48	54	57	65	71	78	17

※22条の3相当：障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の者

○ 特別支援学校に籍のある小豆地域の児童生徒数推移

各年度5月1日現在

学校名	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
中部	通学	幼稚部		1	1										
		小学部													
		中学部											1	1	
		高等部													1
	入所	小学部	15	2	3	3	1								
		中学部				1	2	3	2	1					
		高等部						1	2	3	3	2	1		
	寄宿舍	小学部													
		中学部		5	5	2	4	5	7	8	10	11	7	2	1
高等部			9	9	6	9	8	10	11	11	11	10	11	11	
高松	通学	小学部				1									
		中学部						1	1	1				1	
		高等部													
	入所	小学部			1			1	1	1	1	1	1		
		中学部	1	1	1	1	1					1	2	2	1
		高等部			1	1	1	1	1	1					
	寄宿舍	小学部													
		中学部													1
		高等部	1										1		
訪問	小学部	1		1	2	3	3	3	3	3	1	1	1	1	
	中学部									1	3	2	1		
	高等部													1	
盲		4	4	3	2	1			1	1	1				
聾		3	3	2	2	2	2	2	2	1					
善通寺		1	1	1	1	1	1								
合計		25	27	27	22	25	26	29	32	31	31	26	19	17	

特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況

① 小学校特別支援学級卒業者の進路状況

(各年度3月31日)

年度	中学校		特別支援学校 中学部	その他	計
	特別支援学級	通常の学級			
25	111	26	69	0	206
26	131	17	44	0	192
27	104	19	43	0	166
合計	346 (11)	62 (2)	156 (4)	0	564 (17)

※ () 内は小豆郡内の卒業生数 (内数)

② 中学校特別支援学級卒業者の進路状況

(各年度3月31日)

年度	就職	進 学 等				その他	計
		高等学校	高等専門学校	特別支援学校 高等部	各種学校・ 職業訓練校		
25	5	53	0	48	0	4	110
26	1	68	0	39	0	5	113
27	2	92	0	64	0	5	163
合計	8 (0)	213 (9)	0	151 (2)	0	14 (1)	386 (12)

※ () 内は小豆郡内の卒業生数 (内数)

③ 特別支援学校高等部卒業者の進路状況 (※高等部本科のみ)

(各年度3月31日)

進 路		H23	H24	H25	H26	H27	うち小豆郡出身者 (H23～H27の合計)		
							島内	島外	
就 職		42	56	45	47	36	3	3	0
進学等	大学	3	4	2	3	3	0	0	0
	専攻科	0	1	0	1	3	0	0	0
	各種学校等	3	3	4	2	3	0	0	0
社会福祉施設等		98	76	110	83	106	17	10	7
そ の 他		11	7	7	4	2	0	0	0
計		157	147	168	140	153	20	13	7

※小豆郡出身者で、島内と島外の施設の両方を利用している場合は島外に計上した。

特別支援学校教諭免許状の保有状況

① 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率

(%)

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
香川県	77.2	78.1	76.9	78.5	78.9
全 国	70.3	71.1	71.5	72.7	74.3

② 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

(%)

		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
全 国	小学校	32.8	32.8	32.4	32.4	30.7
	中学校	27.0	26.8	26.5	26.4	

小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果について（まとめ）

1. 目 的

小豆地域の特別支援教育のあり方を検討するにあたり、小豆地域の障害のある幼児児童生徒の保護者の特別支援教育に関するニーズ等について把握する。

2. 方 法

- ・ 県教育委員会の担当者が保護者と個別に面談して聞き取りを実施。
（町教育委員会の担当者または特別支援学校の教員が同席）

3. 調査対象者

- ・ 土庄町と小豆島町在住で障害のある幼児児童生徒を養育する保護者（抽出）：43人

【内 訳】

- ① 特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者・・・・・・・・・・9人
- ② 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者・・・・・・・・・・26人
- ③ 通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者・・・・・・・・・・4人
- ④ 就学前幼児の保護者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4人

4. 実施時期 5月下旬～6月中旬

5. 主な聞き取りの内容

- ① 現在、通っている幼稚園や学校での教育に関すること

【質問項目】

- ・ 今、通っている幼稚園や学校で、お子様が成長したところはどこですか？
- ・ 今の幼稚園や学校の良いところはどこですか？
- ・ 今のお子様の様子から、幼稚園や学校における教育で、こうしてほしいこととか取り組んでほしいことはありますか？それはどんなことで、どのような理由からですか？

- ② 今後、保育所・幼稚園や学校を卒園・卒業した後の就学、就労先に関すること

【質問項目】

- ・ どこに進学しようとお考えですか？それは、どういう理由からですか？（まだ、決めていない場合は、なぜですか？）
※併せて、現在、小・中学校に在籍している場合は、特別支援学校ではなく、小・中学校を選んだ理由を、特別支援学校に在籍している場合はその理由を聞く。
- ・ もし、島に特別支援学校があれば、進学先はどこにしますか？それは、どのような理由からですか？
※主に、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の子どもの保護者に聞く。
- ・ 高等学校等を卒業した後は、どのようにお考えですか？それは、どのような理由からですか？

小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果の概要

○今、通っている学校の良いところについて

現在の就学先	主な意見のまとめ
①特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が複数いるので、それぞれの先生が違った指導法を知っている。 ・自立につながる学習内容である。 ・同じ障害のある子どもをもった保護者とつながりがもてる。 ・子どものニーズに応じた教材や施設が整っている。
②特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級との交流ができる。 ・学校が、できるだけみんなと一緒に学校生活をおくれるように工夫してくれている。 ・教員が子どもに寄り添って指導してくれる。
③通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が子どもの良き理解者となっている。 ・子どもの特性を理解して、学習の仕方のポイントを教えてくれる。
④就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちは、障害の有無に関係なく、一緒に過ごしている。 ・教員は、保護者の要望や悩みを良く聞いてくれる。

○学校での教育で取り組んでほしいことについて

現在の就学先	主な意見のまとめ
①特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自立に向けて、生活に結びついたことを教えてほしい。 ・体のケア等、特性に応じた専門性を生かしてほしい。
②特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・生きていくうえで、必要なことを身に付けさせてほしい。 ・特別支援教育に関する専門性を高めるとともに蓄積してほしい。 ・特別支援学級の担任を支える支援体制を組んでほしい。
③通級指導教室	
④就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい時から他の子どもが障害のある子を身近に感じてほしい。

○今後の進学先について

現在の就学先	主な意見のまとめ
①特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校は友達関係が薄くなるので、特別支援学校と決めていた。 ・島内での就職先が少ないので、島外での就職も考える。
②特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容や周りの友達関係も考えると中学校から特別支援学校を考える。 ・学習面や行動面で心配があり、高校に通うことが難しい子どもたちは、島内で行き場がない。
③通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長を見ながら考える。
④就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・友達との交流があるので、小学校の特別支援学級を考えている。

○島内に特別支援学校ができた場合の就学先の希望について

意 向	人数	回答者の内訳
島内の特別支援学校へ進学を希望	12	特別支援学級 9人 特別支援学校 3人
島内の特別支援学校は選択肢の一つ	10	特別支援学級 5人 特別支援学校 3人 就学前 2人
島内に特別支援学校があったほうが良い	4	特別支援学級 3人 就学前 1人
高松の特別支援学校を選択	6	特別支援学級 3人 特別支援学校 3人
通常学校へ行く	2	特別支援学級 1人 就学前 1人
(特別支援学校の対象外)	9	特別支援学級 5人 通 級 4人
合 計	43	特別支援学級 26人 特別支援学校 9人 通 級 4人 就学前 4人

○島の特別支援学校に望むことについて

現在の就学先	主な意見のまとめ
①特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学校の子どもや地域の方とも交流ができるところ。我が子のことを知ってもらいたい。 ・特別支援学校のように教員の数をある程度、揃えてほしい。 ・同じ障害のある子どもをもつ保護者が相談したり、情報を得たりする場にしてほしい。 ・障害種に対応できる施設・設備の整備。
②特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・別の学校ではなく、小学校等のすぐ横にあって、常に行き来ができる。小・中学校の中に特別支援学校があるイメージ。 ・特別支援教育の専門性がある教員が、多くいてほしい。 ・障害に対応できる機材や設備が整った学校。
③通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも相談できる場になってほしい。
④就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と自由に行き来できる、もしくは小学校内にあって専門性のある先生がいてほしい。 ・特別支援学校を必要としている子どもが入れる学校にしてほしい。

○高等学校卒業後の進路について

主な意見のまとめ

- ・親の目が届く島内で就職もしくは事業所に通うが、島内に就労場所や生活介護をしている事業所があるのか心配。
- ・子どもに合った仕事が見つければ、島外でも良い。島内の事業所はいっぱいなので。
- ・地元とのつながりも大切にしたいので、島外で就職しても、島内の事業所のサービスも利用する。

○島内の特別支援教育に関する要望等について

主な意見のまとめ

- ・島内に小児神経専門の医者、小児の理学療法士が少ない。
- ・障害に対する理解度は低い。障害特性を周りの方に知ってもらいたい。島に特別支援学校ができれば、理解が得られるのではなかと期待している。
- ・親同士の交流する場が欲しい。

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会 協議経過

開催日時	開催場所	協議事項
第1回 平成28年5月17日 14:00～16:00	香川国際交流会館	○検討課題と進め方について ○小豆地域の特別支援教育の現状等について ○小豆地域の特別支援教育のあり方について ・意見交換
第2回 平成28年7月4日 9:00～12:00	香川県教育会館	○参考人からの意見聴取 (鹿児島大学教育学部 肥後祥治教授による講話) ○保護者意識調査結果について ○小豆地域の特別支援教育のあり方について ・検討事項の論点整理について協議
第3回 平成28年8月5日 9:30～12:00	香川国際交流会館	○小豆地域の特別支援教育のあり方について ・検討事項の論点整理について協議
第4回 平成28年9月8日 9:30～12:30	香川県庁	○小豆地域の特別支援教育のあり方について ・報告書骨子案について協議
第5回 平成28年10月27日 9:30～11:30 (予定)	香川県社会福祉 総合センター	○小豆地域の特別支援教育のあり方について ・報告書案について協議

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小豆地域における特別支援教育の状況を踏まえ、特別支援教育の充実を図り、そのあり方について検討するため、小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援学校保護者団体の役員
- (3) 県、市町関係者
- (4) 特別支援学校の代表者

(会長)

第4条 委員会には、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、会長が議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会委員名簿

	氏 名	所属・役職名
会 長	坂井 聡	香川大学教育学部教授
副会長	高尾 早苗	社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会理事
委 員	猪熊 優子	高松養護学校校長
	後藤 巧	小豆島町教育委員会教育長
	野瀬 五鈴	香川中部養護学校校長
	藤本 義則	土庄町教育委員会教育長
	松木 聡司	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長

(会長、副会長以外は五十音順)

第 4 回会議における骨子案についての主な意見（修正箇所）

箇所 (骨子案のページ)	意見（要旨）	意見に対する説明等
3 ページ 1 (2) 特別支援学校及び小豆分室の教育相談体制	○ 連携訪問の経年推移の数は記載できないか。	○ 小豆地域の連携訪問と巡回相談の数について、文章中に記載するとともに、経年変化を報告書の参考資料として添付する。
4 ページ 2 (2) 特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況	○ 小豆地域出身者の進路状況で、施設入所・通所の 17 人について、島内の施設へ 13 人、島外の施設に 7 人となっており、重複の 3 名は、島内と島外、両方の施設を使っているのか。	○ 報告書の参考資料（第 2 回会議資料 4）の数字では、両方を利用している場合は島外に計上しているので、参考資料に合せた数字に修正する。
9 ページ 2 ①障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり 2 段落目	○ 設置する学部について、高等部にも触れてもらいたい。新しい学校のスタイルを提案することであるので、高等部も検討していくという形をお願いしたい。	○ この部分は、高等部も含めた検討に関して記載しているが、高等部という言葉を入れた記載に修正する。
	○ 重度重複の者の学びの場として、島内でふさわしい学びの場の設置を検討していくことは重要である。	
	○ 高等部のことを書いていないわけではなく、高等部のことを書いていると思っていた。	
	○ 高等部については、高等部卒業後の生活を考えて、選択肢として、小豆島外のことも残しておくのも、今の状況から見ると必要ではないか。	
	○ 高等部のことを考えていないわけではなく、障害の程度等の状況を見て、その子の可能性を伸ばすことができる学びの場を検討していくことが大切で、高等部の設置が、障害になっては、本末転倒になる。	
○ 高等部は視野に入っていると思うが、「高等部を含めて」を入れることでどうか。小・中・高等部の設置は必須であると書いてしまうと縛られる。高等部の場合は島内、島外の学びの場の選択ができるようにする必要がある。		

箇所 (骨子案のページ)	意見(要旨)	意見に対する説明等
9ページ 2①3段落目	○ 幼稚園だけでなく、保育園やこども園も書く必要があるのではないか。	○ 保育所と認定こども園を追記する。
9ページ 2②各々の学びの場の関連性 1段落目	○ 「継続的とか日常的な交流を視野に入れて」を入れてもらいたい。	○ 継続的や日常的という言葉を入れた記載に修正する。
報告書全般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一文が長い。できれば、2～3行でまとめるほうが良い。 ○ 長い文章は、例えば、1、2と付ける書き方もよいのではないか。 ○ 報告書には資料も添付することなので、資料を簡潔に入れて文章を読み取りやすくしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 項目を付けるなどして、文章はできるだけ短くする。 ○ 参考資料は最後に添付し、文中には関連する参考資料の番号を表記する。

報告書案（骨子案からの主な修正箇所）

ページ	位置	修正箇所（骨子案）	修正内容（報告書案）
1	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、小豆地域における特別支援教育は、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室における指導、（中略）地域におけるセンター的機能の役割として、教育相談を担っている。 ・（前略）検討委員会を設置した。 ・小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、小豆地域における特別支援教育は、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室における指導が行われているとともに、（中略）特別支援教育の地域におけるセンター的機能の役割として、教育相談を担っている。 ・（前略）検討委員会が設置されたものである。 ・小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会 会長 坂井 聡
2	I	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向 ○県の動向 	見出しや段落の表示（○印）を付けて文章を整理
3～5	II	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別支援学校の配置状況 2. 障害のある児童生徒の状況 3. 教職員の特別支援教育に関する専門性 	見出しや段落の表示（○印）、表を付けて文章を整理
3	II-1-(2)	<p>（2）特別支援学校および小豆分室の教育相談体制 （前略）平成 27 年度の連携訪問での相談件数は、特別支援学校 8 校で、186 件であった。</p>	<p>（2）特別支援学校および高松養護学校小豆分室の教育相談体制 ○（前略）平成 27 年度の連携訪問での相談件数は、特別支援学校 8 校で、186 件であった。このうち、小豆地域の連携訪問は 9 件であった。 ○ また、特別支援学校や小・中学校の教員等が、発達障害の相談への支援として行っている小・中学校等への巡回相談の件数は、平成 27 年度は県全体（高松市を除く）で 118 件であり、このうち、小豆地域は 11 件で、近年、件数が多くなっている。</p>
4	II-2-(2)	<p>小豆地域出身者については、（中略）島内の施設に 13 名、島外の施設に 7 名が通所もしくは入所している。</p>	<p>○ 小豆地域出身者については、（中略）島内の施設に 10 名、島外の施設に 7 名が通所もしくは入所している。</p>
6～7	III	記述全般	見出しや項目の表示（・印）、表を付けて文章を整理

ページ	位置	修正箇所（骨子案）	修正内容（報告書案）
10	V-2-①	○ 特別支援学校の形態については、小豆地域における障害のある児童生徒の状況を踏まえて検討していく必要があり、対象障害種については、できるだけ全ての障害種に柔軟に対応できる観点から検討することが必要である。また、学習集団の確保の観点や費用面も踏まえて検討する必要がある。	○ 特別支援学校の形態については、小豆地域における障害のある児童生徒の状況を踏まえて、 小豆島にふさわしい学校の形態を 検討していく必要があり、対象障害種については、できるだけ全ての障害種に柔軟に対応できる観点から検討することが必要である。また、学習集団の確保の観点や費用面も踏まえて検討する必要がある。
10	V-2-①	○ 設置する学部については、義務教育に該当する小・中学部の設置は必要である。中学部を卒業した軽い障害の子どもなどについては、卒業後の進路を考えると、選択肢として、島内と島外での学びの場を検討していく必要があり、重度重複で、島から出ることが難しい子どもについては、島内でふさわしい学びの場の設置を検討していくことが求められる。	○ 設置する学部については、義務教育に該当する小・中学部の設置は必要である。中学部を卒業した軽い障害の子どもなどについては、卒業後の進路を考えると、 島内の就労先の状況を踏まえながら 、選択肢として、島内と島外での学びの場を検討していく必要があり、重度重複で、島から出ることが難しい子どもについては、 高等部を含めて 島内でふさわしい学びの場の設置を検討していくことが求められる。
10	V-2-①	○ 就学前の幼児については、保護者意識調査からも同年齢の子どもたちと一緒に学びたい意向が多くあり、学習集団の面からも、地元の幼稚園で学ぶことが望ましい。	○ 就学前の幼児については、保護者意識調査からも同年齢の子どもたちと一緒に学びたい意向が多くあり、学習集団の面からも、地元の幼稚園、 保育所、認定こども園 で学ぶことが望ましい。
10	V-2-②	○ インクルーシブ教育システムの観点から、障害のある子どもとない子どもの交流や共同学習は大切であり、特別支援学校を設置する場合でも、小・中学校との交流や共同学習を積極的に進める必要があることから、その設置場所については、小・中学校との交流や共同学習を行いやすい場所を選定することが望ましい。	○ インクルーシブ教育システムの観点から、障害のある子どもとない子どもの交流 及び 共同学習は大切であり、特別支援学校を設置する場合でも、小・中学校との交流 及び 共同学習を積極的に進める必要があることから、その設置場所については、小・中学校との 日常的、継続的な 交流 及び 共同学習を行いやすい場所を選定することが望ましい。
10	V-2-③	○ 増加している小豆分室の教育相談に対応するため、当面の対応として、本校の高松養護学校やその他の特別支援学校のセンター的機能の活用や、小豆分室の相談機能の充実について検討していく必要がある。	○ 増加している小豆分室の教育相談に対応するため、 現在の教育体制が充実されるまでの間 、当面の対応として、本校の高松養護学校 及び その他の特別支援学校のセンター的機能の活用や、小豆分室の相談機能の充実について 早急に 検討していく必要がある。

ページ	位置	修正箇所（骨子案）	修正内容（報告書案）
2～7	I～III	(なし)	記述内容に関連する参考資料の資料番号を文中に記載
12～	参考資料	(なし)	参考資料を添付